

横浜市とベトナムの3都市、5校

“介護人材”で初の覚書

今年度20人
受け入れ

学費や家賃補助の支援も

横浜市は7月31日、ベトナムの3都市と大学・職業訓練校5校との間で、介護人材の受け入れに関する覚書を行った。

留学生は学校に通つている間、受け入れ施設で週28時間を上限にアルバイトをする。また、昨年9月に在留資格に「介護」が追加されたことにより、留学生は介護福祉士を取得すると日本で長期間働くことができる。

横浜市は来日前にN4

を合格している人が対象。ベトナムの学校の

学生として来日し、介護施設で9カ月間実習を受ける。実習終了後、

帰国して学校を卒業した人は、希望に応じて技能実習生として再来日できるようにする。

どちらのルートも家賃の半額（上限月3万円）を補助したり、日

常生活の困り事の相談に応じたりする。

ベトナムの5校の学

生は合計で約2万8500人おり、多数の希望者がいるという。

横浜市の担当者は「自治

体間の連携のため、ベ

トナムの学生や両親、日本の受け入れ施設で

も安心感があるので

は」と話している。

横浜市は次年度以降、技能実習生の受け入れや、中国、インドネシア、フィリピンとの連携も視野に入れて

今年度は、横浜市で介護を学んで働きたい留学生と、ベトナムの学校の学業の一環として日本で介護実習を受けたいインターナシップ生を受け入れる。計20人程度を想定し、10月以降に来日する。特別養護老人ホームなど7カ所で受け入れる予定。

協力し、5校は介護の仕事をする意欲のある学生らを横浜市に推薦する。留学生ルートでは、来日後まずは日本語学校に通い、日本語能力試験のN2（N1）N5のうち2番目に難度が高い）の合格を目指す。横浜市と受け入れ施設が学費を半額（上限35万円）ずつ補助する。その後、介護福祉士の取得を目指として介護福祉士養成校に2年通う。神奈川県の奨学金制度（上限年80万円）を活用できるようにし、国家試験対策も

養成校卒業後に県内の介護施設で常勤として5年間働くと奨学金の返済が免除される。

一方、インターンシ

行う。

留学生は学校に通つている間、受け入れ施設で週28時間を上限に

アルバイトをする。

また、昨年9月に在留資格に「介護」が追加されたことにより、留学生は介護福祉士を取得すると日本で長期間働くことができる。

横浜市は来日前にN4

を合格している人が対象。ベトナムの学校の

学生として来日し、介護施設で9カ月間実習を受ける。実習終了後、

帰国して学校を卒業した人は、希望に応じて技能実習生として再来日できるようになる。

横浜市は次年度以降、技能実習生の受け

入れや、中国、インドネシア、フィリピンとの連携も視野に入れている。

横浜市は次年度以

後、技能実習生の受け

入れや、中国、インド

ネシア、フィリピンとの連携も視野に入れて

いる。

（榎戸新）